

こ保第 2864 号

令和 4 年 1 月 14 日

保護者の皆様

寝屋川市こども部保育課長

「寝屋川市新型コロナウイルス対策（市立学校園・保育所感染）に関する対処方針」等の見直しについて（通知）

標記の件につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

記

■主な見直し内容

【第 1 段階】

児童本人が濃厚接触者となった場合、PCR 検査の結果判明まで「クラス休業」としていましたが、「クラス休業」は省略し、濃厚接触者の児童のみ登園停止（自宅待機）とします。（職員の場合も同じ。）

【第 2 段階】

クラス内に複数の「陽性」が確認された場合の「クラス休業」の期間については、市保健所と協議の上「7 日～14 日」の間で定めるとしていましたが、同協議の上「3 日～10 日」の間で定めることとします。

【第 3 段階】

「クラス休業」及び「完全休所」の実施の有無又は実施した場合の休業期間等については、感染状況等を踏まえ、市保健所の指導の下、10 日の範囲内で決定することとします。

■適用月日

令和 4 年 1 月 14 日（金）から

「オミクロン株に対応した寝屋川市新型コロナウイルス対策（市立学校園等・保育所感染）に関する対処方針（2022.1.14）」及び「オミクロン株に対応した給食調理員（寝屋川市立小学校・保育所）が新型コロナウイルスに感染した場合の対処方針」は、こちらから御確認ください。

https://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/kikikanri/bousaika/1594344180320.html

■配食サービスについて

・感染の急拡大の状況を踏まえ、感染された方のうち、特に症状のある方への配食サービスを維持するため、市立学校園・保育所等のスクリーニング検査時に提供する配食サービスは、1月15日（土）以降に実施する検査から、原則レトルト食品による提供とさせていただきます。

・なお、学校園検査以外の濃厚接触者や感染が確認された方の中でも、症状が軽い方や無症状の方等には、順次、同様のレトルト対応等とさせていただきます。

■第1段階の対応に関する保護者の皆様への周知について

・これまで実施していた、第1段階の対応（濃厚接触者の確認によるクラス休業・完全休所等）に係る保護者の皆様へのメール等による周知については、1月14日（金）から行わないこととします。保護者の皆様へのメール等による周知については、第2段階の対応からといたします。

・ただし、受検状況の把握のため、保護者の皆様におかれましては、お子様や保護者様がPCR検査等を受検することとなった場合は、従来通り、お子様が通われている施設に御報告くださいますよう、御協力よろしく願いいたします。